

## 2024年（令和6年）第12回総会議事録

- 1 告示年月日 2024年（令和6年）11月15日（金）
- 2 通知年月日 2024年（令和6年）11月15日（金）
- 3 開催年月日 2024年（令和6年）11月29日（金）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号  
福山市役所 3階 小会議室
- 5 付議事項
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
  - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
  - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について
  - 議案第4号 非農地証明について
  - 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
  - 議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）  
附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について
  - 議案第7号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）  
附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業、一括方式）
  - 議案第8号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）  
附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業、配分のみ）
- 6 協議及び報告事項
  - (1) 農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員
  - 1番 佐藤 眞子      2番 土屋 智樹      3番 沖 賢二      4番 野田 幸男
  - 6番 佐藤 泰造      7番 小林 輝仁
  - 9番 岡本 卓也      10番 安原 理雄      11番 能宗 秀典      12番 下江 京子
  - 13番 山本 明      14番 須藤 薫雄      15番 谷本 耕造
- 8 欠席委員
  - 5番 寶諸 孝也      8番 石井 洋子
- 9 その他の出席者  
0名

10 事務局出席職員等

|       |       |        |       |
|-------|-------|--------|-------|
| 事務局 長 | 林 茂晃  | 事務局調整員 | 徳永 嘉則 |
| 事務局   | 藤岡 貴世 | 松永出張所  | 花田 宏  |
| 北部出張所 | 藤井 勝俊 | 神辺出張所  | 板谷 浩司 |
| 沼隈出張所 | 松原 美和 | 以上 7 名 |       |

1 1 議事内容  
午前10時00分

|      |  |
|------|--|
| 事務局長 | 定刻になりましたので、ただいまから2024年（令和6年）第12回福山市農業委員会総会を開会いたします。<br>谷本会長、会議の進行をお願いします。  |
| 会長   | — 開会挨拶 —   |
| 会長   | それでは、会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。   |
| 議長   | 最初に、総会の成立を申し上げます。  |
| 議長   | 委員総数15名のうち、<br>出席委員 13名、欠席委員 2名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。  |
| 議長   | 続いて、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行いません。<br>議席番号 1番 佐藤眞子（さとう しんこ）委員と<br>議席番号 7番 小林輝仁（こばやし あきひと）委員をお願いします。  |
| 議長   | 議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。  |
| 事務局  | 2024年（令和6年）第12回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。<br>議案書（別冊）についてです。<br>2ページ5番の現況地目欄について、「畑」を「田」に訂正し、合計欄「畑1筆」を「田1筆」に訂正。<br>次に6ページ18番について、受人欄の職業「会社員」を「農業・会社員」に訂正。<br>次に11ページ5番について、備考欄に「所要面積1,746平方メートル 併用地323平方メートル」を追加。 |

|                |  |
|----------------|--|
| 事務局<br>(つづき)   | <p>次に13ページ2番の現況地目欄について、「田」を「畑」に訂正し、合計欄「田1筆」を「畑1筆」に訂正。被相続人との続柄欄について、「子」を「母」に訂正。</p> <p>次に18ページ41番について、取り下げ。</p> <p>次に19ページ50番について、貸付人欄「広島県安佐南区」を「広島市安佐南区」に訂正。</p> <p>24ページについて、合計欄「畑27筆 59,610.00平方メートル 合計105筆 131,957.00平方メートル」を「畑26筆 61,365.00平方メートル 合計104筆 133,712.00平方メートル」に訂正となっています。</p> <p>追加・訂正事項等は以上となります。</p> |
| 委員<br>4番<br>野田 | <p>議長、いいですか。</p>   |
| 議長             | <p>はい、どうぞ。</p>   |
| 委員<br>4番<br>野田 | <p>3ページ取り下げについて、審議はしたけど、発表するほうがいいのか。不許可にした、協議会で。</p>   |
| 事務局            | <p>取り下げになっていますので、総会に諮る前に。</p>  |
| 委員<br>4番<br>野田 | <p>取り下げを審議した格好になるのだね。</p>  |
| 事務局            | <p>協議会で審議したけど、総会までに取り下げた。なので、総会に諮る前に取り下げたので、審議は行わない。取り下げる。</p>   |
| 委員             | <p>それを記録してしっかり残す必要がある。</p>   |

|                           |  |
|---------------------------|--|
| <p>6 番<br/>佐藤</p>         | <p>協議会では審議しました、その後申請者から取り下げがあった。<br/>だから総会では取り下げの方が優先するから審議しない、というのを何か記録にしっかり残していただければ。</p>  |
| <p>事務局</p>                | <p>前段でこういうご提示をいただいて事務局からこのような説明をしたという記録を残すようにするという事によろしいでしょうか。</p>   |
| <p>議 長</p>                | <p>それでは、東部地区の報告をお願いします。</p>  |
| <p>委 員<br/>1 番<br/>佐藤</p> | <p>東部地区の審議内容について、報告します。<br/>東部地区では、11月25日の午前8時50分からの現地調査に続き、午前11時から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。<br/>委員7名、全員の出席により、議案第1号7件、議案第3号1件、議案第5号2件、合計10件について審議しました。<br/>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番から7番について報告します。<br/>1番から3番は関連案件です。<br/>大門町の受人が、渡人3人から自宅に近い申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。<br/>4番は、加茂町の受人が、草戸町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。<br/>5番は、御幸町の受人が、同町の渡人から申請地の持分贈与を受けるものです。受人の持分は、12分の9から全部となります。<br/>6番は、曙町の受人が、新涯町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。<br/>7番は、佐波町の受人が、明治町の渡人から申請地の持分移転を受けるものです。受人の持分は、3分の2から全部となります。<br/>1番から7番まで、いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議 長</p>                | <p>西部地区の報告をお願いします。</p>   |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| <p>委員<br/>4番<br/>野田</p> | <p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、11月26日の午後13時50分からの現地調査に続き、午後4時から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名、出席全員の出席により、議案第1号7件、議案第2号1件、議案第4号1件、議案第6号43件、議案第7号4件、議案第8号1件、合計57件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の8番から10番を除く15番について報告します。</p> <p>8番と9番は関連案件です。</p> <p>鞆町の受人が津之郷町の渡人2名から、申請地に使用貸借権を設定し借り受け、新規就農するものです。</p> <p>11番は沼隈町の受人が、新涯町の渡人から、申請地に賃貸借権を設定し借り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>12番は沼隈町の受人が、引野町の渡人から、申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>13番は熊野町の受人が、東京都板橋区の渡人から、申請地を贈与にて譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>14番は田尻町の受人が、神奈川県川崎市の渡人から、申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>15番は西深津町の受人が、広島市佐伯区の渡人から、申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議長</p>               | <p>松永地区の報告をお願いします。</p>   |
| <p>委員<br/>7番<br/>小林</p> | <p>松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、11月25日、午前8時30分から関係者により現地調査を行い、午前11時から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員6人全員の出席により、議案第1号4件、議案第4号3件、議案第6号6件、合計19件について審議いたしました。</p>  |

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の16番から19番について報告します。

16番は、神村町の受人が、東村町の渡人から譲り受けて経営規模を拡大し、野菜を栽培する計画です。

17番は、金江町の受人が、同居の父親である、同町の渡人から生前贈与を受けて、水稻及び野菜を栽培する計画です。

18番は、柳津町の受人が、東京都府中市の渡人から譲り受けて経営規模を拡大し、水稻を栽培する計画です。

19番は、松永町四丁目の受人が、東広島市の渡人から譲り受けて経営規模を拡大し、野菜を栽培する計画です。

いずれも受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。

議長

北部地区の報告をお願いします。

委員

それでは、北部地区の審議内容について、報告します。

10番

北部地区では、11月26日の午後2時00分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。

安原

委員13名全員の出席により、議案第1号5件、議案第3号2件、議案第6号12件の合計19件について審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の6ページの20番から7ページの24番について報告します。

20番は、芦田町の受人が、兵庫県西宮市の渡人から贈与により申請地を譲り受け、水稻を栽培し、経営規模を拡大を図るものです。

21番は、9月2日の3条許可により、東京都青梅市の農地所有適格法人が所有した申請地に中国電力株式会社が営農型太陽光発電パネルを設置し、地上約2メートルから3メートルの空間に10年間の区分地上権を設定するものです。これは10ページ4番と関連で、同じ許可期間で同時許可案件にあたります。

7ページ22番は、加茂町の受人が、同町に住む渡人から申請地を譲り受

け、季節野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。

23番は、駅家町の受人が、三次市に住む渡人から贈与により申請地を譲り受け、季節野菜を栽培し、新規就農するものです。

24番は、新市町の受人が、横浜市磯子区の渡人共有名義の申請地を譲り受け、季節野菜を栽培し、新規就農するものです。

いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。

以上です。

議 長

神辺地区の報告をお願いします。

委 員

神辺地区の審議内容について報告します。

13番

神辺地区では、11月26日、午前9時から現地調査を行い、午前9時50分から、神辺支所2階21会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号4件、議案第3号3件、議案第6号22件、議案第7号1件の合計30件について、審議しました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」8ページ25番から28番について報告します。

25番は、申請地の川南の田1筆723㎡について、下竹田の渡人から、川南の受人が譲り受けて、水稻を耕作して経営規模の拡大を図るものです。

26番は、申請地の湯野の畑1筆144㎡について、東京都狛江市の渡人から、湯野の受人が贈与により譲り受けて、野菜の栽培をして農業の規模拡大を図るものです。

27番は、申請地の東中条の田1筆980㎡について、東中条の渡人から、湯野の受人が10年間の使用貸借権を設定して借り受けて、畑として耕作し、野菜の栽培をして新規就農するものです。

28番は、申請地の道上の田1筆1,278㎡について、道上の渡人から、同地区の特定非営利活動法人が譲り受けて、ビニールハウスを設置しコーヒ一豆を栽培し福祉農園として利用するものです。

申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。

以上です。

|     |  |
|-----|--|
| 議 長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>   |
| 事務局 | <p>議案第1号の「21番」、「28番」を除くすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。</p> <p>「21番」については、営農型太陽光発電パネルの設置の許可に必要なとなる区分地上権の設定申請であり、農地法第3条第2項ただし書きの規定により、同項の許可要件を備える必要はありません。</p> <p>「28番」については、社会福祉を目的とした特定非営利活動法人が運営する「福祉農園」として取得するもので、農地法施行令<u>第二条第一項第一号</u>ハに掲げる農地の権利移動の不許可の例外に該当します。</p> <p>なお、「21番」は、該当の5条許可と合わせて周辺営農に支障を生じないことが認められる場合、5条申請許可と同日許可となります。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>   |
| 委 員 | <p>— 質問等なし —</p>   |
| 議 長 | <p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>   |
| 委 員 | <p>— 全 員 挙 手 —</p>   |
| 議 長 | <p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p>   |
| 議 長 | <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>  |

|                |   |
|----------------|---|
| 委員<br>4番<br>野田 | <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番について報告します。</p> <p>1番は沼隈町の所有者が申請地を、進入路及び駐車場に整備するものです。場所は、能登原交流館より東に 約100メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>  |
| 議長             | <p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>  |
| 事務局            | <p>議案第2号の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>また、議案第2号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。</p> |
| 議長             | <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>  |
| 委員<br>議長       | <p>— 質問等なし —</p> <p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>   |
| 委員             | <p>— 全員挙手 —</p>   |
| 議長             | <p>全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。</p>  |

|                    |   |
|--------------------|---|
| 議 長                | <p>次に、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>   |
| 委 員<br>4 番<br>野田   | <p>議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の 1 番について報告します。</p> <p>加茂町の受人が、草戸町の渡人から申請地を譲り受け、庭敷として利用するものです。既に転用行為が行われておりましたので、顛末書の提出を受けております。</p> <p>場所は、坪生小学校の北東、約 7 0 0 メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>         |
| 議 長                | <p>松永地区の報告をお願いします。</p>  |
| 委 員<br>7 番<br>小林   | <p>議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の、2 番と 3 番について報告します。</p> <p>2 番と 3 番は、関連案件です。</p> <p>尾道市西藤町の法人が、柳津町の渡人 2 人から譲り受けて、露天駐車場、露天資材置場及び進入路を設置するものです。場所は、藤江保育所から、西へ約 1 2 6 メートルのところでは、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長                | <p>北部地区の報告をお願いします。</p>  |
| 委 員<br>1 0 番<br>安原 | <p>それでは、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の 1 0 ページ 4 番から 1 1 ページ 5 番について報告します。</p> <p>4 番は、6 ページ 2 1 番と関連案件です。地元の電力会社が東京都青梅市の認定農業者から申請地を 1 0 年間の賃借権で借り受け、営農型太陽光発電</p>   |

パネルを設置するもので、パネル支柱杭や関連設備の基礎部分を一時転用するものです。また、その下部農地で栽培される榊やヒサカキの栽培実績書及び収支報告書の提出と営農型太陽光発電設備の撤去負担について、誓約書が提出されており、将来的にも周辺の農地の営農状況に支障を及ぼす恐れもないと思われます。

場所は福相小学校の北東1.8キロメートルの所です。

11ページ5番は、南蔵王町六丁目の電気工事業者が倉敷の渡人より、申請地と併用地を含めた所要面積1,746平方メートルに、200枚の太陽光発電パネルを設置して売電事業を行う計画です。

場所は常金中学校の北700メートルの所です。

以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

以上です。

議長

神辺地区の報告をお願いします。

委員

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」11ページ6番から8番について報告します。

13番

山本

6番は、7番の申請地が道に接していないため、隣地である申請地の川南の田1,100㎡について、川南の渡人から、大阪府中央区の法人が使用貸借権により借り受けて、7番の太陽光発電パネル設置工事用進入路として1ヶ月間の一時転用するものです。場所はJR神辺駅から、南西へ約1,100メートルのところ です。

7番は、申請地の川南の田1,233㎡について、港町の渡人から、大阪府中央区の法人が譲り受けて、太陽光発電パネル172枚を設置して売電をするものです。場所は6番と同様です。

8番は、申請地の東中条の畑343㎡について、東中条の渡人から、同住所の子が使用貸借権を設定して借り受けて、住宅1棟を建築するものです。場所は中条小学校から、南西へ約150メートルのところ です。

現地調査を行いました が、周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。以上です。

|            |   |
|------------|---|
| <p>議 長</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>  |
| <p>事務局</p> | <p>議案第3号の「4番」、「6番」は一時転用案件です。</p> <p>一時転用期間については、原則「3年以内」ですが、「4番」は、農用地区域内農地の一時転用案件ですが、担い手が下部の農地を利用する場合、営農が適切に継続される蓋然性が高いことから、特例的に、一時転用期間は10年以内とされており、「4番」については、農林水産大臣が認定した認定農業者が下部の農地を営農するものです。</p> <p>なお、「4番」は、昭和43年度から昭和45年度にかけて、芦田町才町（さいまち）地区として農業構造改善事業で整備された第1種農地です。</p> <p>その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、「4番」は営農型太陽光発電の案件であり、常設審議委員会への意見聴取案件となります。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>  |
| <p>委 員</p> | <p>— 質問等なし —</p>  |
| <p>議 長</p> | <p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号について、「4番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>  |

|                |  |
|----------------|--|
| 委員             | — 全 員 挙 手 —  |
| 議長             | <p>全員挙手により、議案第3号について、「4番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。</p>  |
| 議長             | <p>次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。<br/>西部地区の報告をお願いします。</p>  |
| 委員<br>4番<br>野田 | <p>議案第4号「非農地証明について」の1番について報告します。<br/>1番は、沼隈町の申請人が、昭和60年4月ごろから耕作放棄していたところ雑木が繁茂し山林となっております。<br/>なお、1番は、農振農用地区域内の農地であります。担当部局との調整は整っております。<br/>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。<br/>以上です。</p>  |
| 議長             | <p>松永地区の報告をお願いします。</p>   |
| 委員             | <p>議案第4号「非農地証明について」の2番から8番について報告します。<br/>2番は、神村町の申請人が、昭和63年頃から耕作放棄をしていたところ、雑木等が繁茂し、山林となったものです。場所は、浜池から、東へ約600メートルのところです。<br/>3番は、神村町の申請人が、昭和63年頃から耕作放棄をしていたところ、雑木等が繁茂し、山林となったものです。場所は、浜池から、東へ約600メートルのところです。<br/>4番は、安芸郡海田町の申請人が、昭和62年頃から耕作放棄をしていたところ、雑木等が繁茂し、山林となったものです。場所は、浜池から、東へ約600メートルのところです。<br/>5番は、東村町の申請人が、平成13年頃から倉庫敷地として使用していたものです。場所は、二つ池から、南へ約230メートルのところです。</p> |

|    |  |
|----|--|
|    | <p>6番は、大阪市の申請人が、平成13年頃から倉庫敷地として使用していたものです。場所は、藤江保育所から、西へ約195メートルのところですか。</p> <p>7番は、西深津町の申請人が、3496番については、昭和26年頃から住宅敷地として使用しており、3497番については、昭和26年頃から耕作放棄をしていたところ、雑木等が繁茂し、山林となったものです。場所は、金江保育所の、東側近接地です。</p> <p>8番は、金江町の申請人が、昭和50年頃から耕作放棄をしていたところ、雑木等が繁茂し、山林となったものです。場所は、金江小学校から東へ約1キロメートルないし1.4キロメートルのところですか。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>   |
| 委員 | — 質問等なし —  |
| 議長 | <p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>   |
| 委員 | — 全員挙手 —   |
| 議長 | <p>全員挙手により、議案第4号は原案のとおり証明することに決定します。</p>   |
| 議長 | <p>次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>   |
| 委員 | <p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」の1番と2番</p>  |

|                           |  |
|---------------------------|--|
| <p>1 番<br/>佐藤</p>         | <p>について報告します。</p> <p>1 番は桜馬場町の相続人である子が、幕山台の申請地の畑 1 筆 6 8 1 . 2 5 平方メートルを相続税の納税猶予特例適用の対象農地として利用するものです。</p> <p>2 番は川口町の相続人である母が、同町の申請地の畑 1 筆 5 8 1 平方メートルを相続税の納税猶予特例適用の対象農地として利用するものです。</p> <p>どちらも申請農地は耕作されており、農地として適正に管理されています。以上です。</p> |
| <p>議 長</p>                | <p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>   |
| <p>委 員</p>                | <p>— 質問等なし —</p>   |
| <p>議 長</p>                | <p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第 5 号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>   |
| <p>委 員</p>                | <p>— 全 員 挙 手 —</p>   |
| <p>議 長</p>                | <p>全員挙手により、議案第 5 号は原案のとおり証明することに決定します。</p>   |
| <p>議 長</p>                | <p>次に、議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>  |
| <p>委 員<br/>4 番<br/>野田</p> | <p>議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の 1 番から 4 0 番及び 4 2 番から 4 4 番について報告します。</p> <p>合計で、4 3 件、4 9 筆、面積 7 6 , 3 7 5 平方メートルです。</p>   |

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
|                                    | <p>地目別では、<br/>田は、 27筆、 20, 278平方メートル、畑は、22筆、56, 097平方メートルです。<br/>新規・更新の別では、<br/>新規分が 16件、 17筆、 26, 536平方メートルと、<br/>更新分が 27件、 32筆、 49, 839平方メートルです。<br/>担当委員による調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれも、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。<br/>以上です。</p>   |
| <p>議 長</p>                         | <p>松永地区の報告をお願いします。</p>  |
| <p>委 員<br/>7 番<br/>小林</p>          | <p>議案第6号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の45番から50番について報告します。<br/>合計で、6件、6筆、面積 4, 664平方メートルです。<br/>地目別では、<br/>田のみで、 6筆、 4, 664平方メートル、です。<br/>新規・更新の別では、<br/>新規分が 1件、 1筆、 944平方メートルと、<br/>更新分が 5件、 5筆、 3, 720平方メートルです。<br/>担当委員による調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれも、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p> |
| <p>議 長<br/>委 員<br/>10 番<br/>安原</p> | <p>北部地区の報告をお願いします。<br/>それでは、 議案第6号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の20ページの51番から21ページの62番について報告します。<br/>全体で、12件、15筆、合計18, 830平方メートルです。田が11筆、13, 562平方メートル、畑が4筆、5, 268平方メートルで、<br/>新規分が、3筆、 3, 693平方メートル、<br/>更新分が12筆、15, 137平方メートルと</p>  |

|                  |  |
|------------------|--|
|                  | <p>なっております。</p> <p>作物別では、</p> <p>水稻の作付けが</p> <p>8筆、10、128平方メートルです。</p> <p>野菜や果樹の作付けは、</p> <p>7筆、8、702平方メートルです。</p> <p>なお、今回の新規就農者は</p> <p>個人が1名です。</p> <p>担当委員から調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれの案件も、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。</p> <p>以上です。</p>  |
| 議 長              | <p>神辺地区の報告をお願いします。</p>   |
| 委 員<br>13番<br>山本 | <p>議案第6号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」21ページ63番から24ページ84番について報告します。</p> <p>合計で、22件、登記地目別は、全て田で34筆、面積33,843㎡です。利用権別は、賃借が14件24筆、使用貸借が8件10筆で、利用目的別では、29筆が田で水稻、5筆が畑で野菜です。</p> <p>新規・更新の別では、新規分8件10,172㎡、更新分14件23,671㎡です。</p> <p>担当委員による調査、報告があり、協議会で審議しましたが、いずれも農用地利用集積計画として適当であると判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長              | <p>ありがとうございました。</p> <p>事務局より補足説明等があればしてください。</p>   |
| 事務局              | <p>議案第6号は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定</p>   |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>めるものです。</p> <p>議案書（別冊）の14ページから24ページにかけて83件を上程しています。</p> <p>この内「新規就農促進措置」による貸借は2件でした。</p> <p>本計画案は、9月30日を締切りとして、104筆133,712平方メートルの申し出がありました。</p> <p>全ての案件は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から4号の各号の各要件を満たしています。説明は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>これより質疑に入りますが、須藤委員、山本委員が関係する案件ですので、「農業委員会等に関する法律第31条」の議事参与の制限の規定により退席をお願いします。</p> <p>（須藤委員、山本委員 退席）</p>   |
| 議 長 | <p>それでは質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>  |
| 委 員 | <p>— 質問等なし —</p>  |
| 議 長 | <p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>  |
| 委 員 | <p>— 全 員 挙 手 —</p>  |
| 議 長 | <p>全員挙手により、議案第6号は原案のとおり決定します。</p>   |
| 議 長 | <p>採決が終わりましたので、須藤委員、山本委員は入室・ご着席ください。</p> <p>（須藤委員、山本委員 着席）</p>  |

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| <p>議 長</p>                  | <p>次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業、一括方式）」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>   |
| <p>委 員<br/>4 番<br/>野田</p>   | <p>議案第7号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（中間管理事業、一括方式）」の、1番から4番について報告します。</p> <p>貸付人から農地中間管理機構が、計画対象農地に利用権を設定して借り受けて、借受人に転貸するものです。</p> <p>合計で、4件、7筆、面積 6, 435平方メートルです。</p> <p>地目別では、畑 7筆、6, 435平方メートルです。</p> <p>1番から4番は、同一所有者です。赤坂町、花園町、沼隈町、多治米町の4人の受人が、賃貸借権により、沼隈町の畑7筆合計6, 435平方メートルを借り受けて、果樹を栽培をする計画です。</p> <p>当該農地、借受人に問題はなく、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議 長</p>                  | <p>神辺地区の報告をお願いします。</p>  |
| <p>委 員<br/>1 3 番<br/>山本</p> | <p>議案第7号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業、一括方式）」の25ページ5番について報告します。</p> <p>貸付人から農地中間管理機構が、計画対象農地に利用権を設定して借り受けて、借受人に転貸するものです。</p> <p>件数1件、登記地目は全て田で2筆、面積は1, 940㎡です。</p> <p>5番は、上御領の法人が賃貸借で八尋の対象農地2筆1, 940㎡を借り受けて、水稻の栽培をする計画です。</p>  |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>当該農地、借受人に問題はなく、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。</p> <p>以上です。</p>  |
| 議 長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>事務局より補足説明等があればしてください。</p>  |
| 事務局 | <p>議案第7号は、農地中間管理機構である一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団に利用権を設定し、5件の借受人に転貸するものです。</p> <p>合計で5件、9筆8,375平方メートルの申し出がありました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>これより質疑に入りますが、山本委員が関係する案件ですので、「農業委員会等に関する法律第31条」の議事参与の制限の規定により退席をお願いします。</p> <p>(山本委員 退席)</p>                           |
| 議 長 | <p>それでは質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>  |
| 委 員 | <p>— 質問等なし —</p>  |
| 議 長 | <p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>  |
| 委 員 | <p>— 全 員 挙 手 —</p>  |
| 議 長 | <p>全員挙手により、議案第7号は原案のとおり決定します。</p> <p>採決が終わりましたので、山本委員は入室・ご着席ください。</p>   |

|                           |   |
|---------------------------|---|
| <p>議 長</p>                | <p>(山本委員 着席)</p> <p>次に、議案第 8 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業、配分のみ）」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>   |
| <p>委 員<br/>4 番<br/>野田</p> | <p>議案第 8 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業、配分のみ）」の、1 番について報告します。</p> <p>計画対象農地を、借受人である広島市の法人に転貸するものです。</p> <p>貸付人から農地中間管理機構が、使用貸借による農地中間管理権を設定することについては、6 月の総会にて承認済みです。</p> <p>筆数 1 5 筆、面積 5, 5 9 4 平方メートル、地目は、いずれも畑です。</p> <p>当該農地、借受人に問題はなく、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議 長</p>                | <p>ありがとうございました。</p> <p>事務局より補足説明等があればしてください。</p>  |
| <p>事務局</p>                | <p>議案第 8 号は、既に農地中間管理機構である一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団に利用権が設定された農地について、転貸をするものです。</p> <p>1 件、1 5 筆 5, 5 9 4 平方メートルの申し出がありました。</p>  |
| <p>議 長</p>                | <p>それでは質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>  |
| <p>委 員</p>                | <p>— 質問等なし —</p>  |
| <p>議 長</p>                | <p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第 8 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>  |

|     |   |
|-----|---|
| 委員  | <p>— 全 員 挙 手 —</p>  |
| 議長  | <p>全員挙手により、議案第8号は原案のとおり決定します。</p>   |
| 議長  | <p>次に、報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p>   |
| 事務局 | <p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の27ページの「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」です。これは、農地法施行規則第10条第1項ただし書きの規定による競売の単独申請であり、令和6年9月30日付けで農地法第3条の買受適格証明がされています。</p> <p>買受適格証明と今回の農地法第3条の許可申請が同じ状況であったことから、9月の総会時にご説明したとおり、事務局長による専決処理をしています。</p> <p>次に28ページから35ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、27件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、36ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、37ページから43ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条4件、5条39件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、44ページの「農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請書の承認について」です。</p> <p>転用事業者がやむを得ない事情により履行期限内に工事が完了しないが、履行期限のみ延長すれば事業が完了する場合の手続きです。</p> <p>1件の履行延期承認申請があり、当初計画されていた農地法第5条転用許可の完了予定日について、延期することを承認したものです。</p> |

次に、45ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が4件ありました。

次に、46ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から3件の照会があり、1件を農地性あり、2件を農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、事務局長による専決処分により回答しております。

次に、47ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、2件を受理しました。専決処分及び届出等については以上です。

議長

ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

委員

— 質問等なし —

議長

発言等もないようですので、以上をもちまして2024年（令和6年）第12回福山市農業委員会総会を終了します。  
皆様お疲れ様でした。

午前10時51分閉会